五　二以上の学科で組織する専門職大学における実務の経験等を有する基幹教員数は、この表に定める数を、これらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数のそれぞれおおむね四割の数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を合計した数以上とする。

別表第二（第四十七条関係）

イ　基準校舎面積

［表略］

備考

一　この表に掲げる面積には、第四十四条のスポーツ施設、講堂及び厚生補導施設並びに第四十九条の附属施設に必要な施設の面積は含まない（ロの表において同じ。）。

二～四　［略］

五　第二十九条第一項第三号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

六・七　［略］

ロ　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（大学院設置基準の一部改正）

第四条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章・第二章　［略］ 第三章　教育研究実施組織等（第八条―第九条の三） 第四章～第七章　［略］ 第八章　独立大学院（第二十三条―第二十四条） 第九章～第十章　［略］ 第十一章　工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二・第三十四条の三） 第十二章・第十三章　［略］ 附則 （趣旨） **第一条**　大学院は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。 ２　［略］ ３　大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。	目次 第一章・第二章　［同上］ 第三章　教員組織（第八条―第九条の二） 第四章～第七章　［同上］ 第八章　独立大学院（第二十三条・第二十四条） 第九章～第十章　［同上］ 第十一章　工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二―第三十四条の三） 第十二章・第十三章　［同上］ 附則 （趣旨） **第一条**　大学院は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。 ２　［同上］ ３　大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

三　二以上の学科で組織する専門職大学における実務の経験等を有する専任教員数は、この表に定める数を、これらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数のそれぞれおおむね四割の数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を合計した数以上とする。

別表第二（第四十七条関係）

イ　基準校舎面積

［同上］

備考

一　この表に掲げる面積には、第四十五条第五項の施設及び第四十九条の附属施設に必要な施設の面積は含まない（ロの表において同じ。）。

二～四　［同上］

五　第二十九条第一項第四号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

六・七　［同上］

ロ　［同上］